

公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領

平成 25 年 4 月 25 日制定

第 1 趣旨

この要領は、建設工事請負契約約款第 51 条により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- 1 この要領において「工事」とは、県の発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- 2 この要領において「旧労務単価」とは、予定価格算出時に利用した労務単価をいう。
- 3 この要領において「新労務単価」とは、契約日時点の労務単価をいう。

第 3 対象工事

別途通知による。

第 4 受注者への通知

対象となる工事ごとに、新労務単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を、発注者から受注者に対し、請求可能期限を明記し通知する。（別記様式 1）

請求可能期限は通知日より 14 日以内を基本とするが、契約変更手続き等に支障があれば、支障の生じない日数に短縮すること。

第 5 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、請求可能期限までに発注者へ請求する。（別記様式 2）

また、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

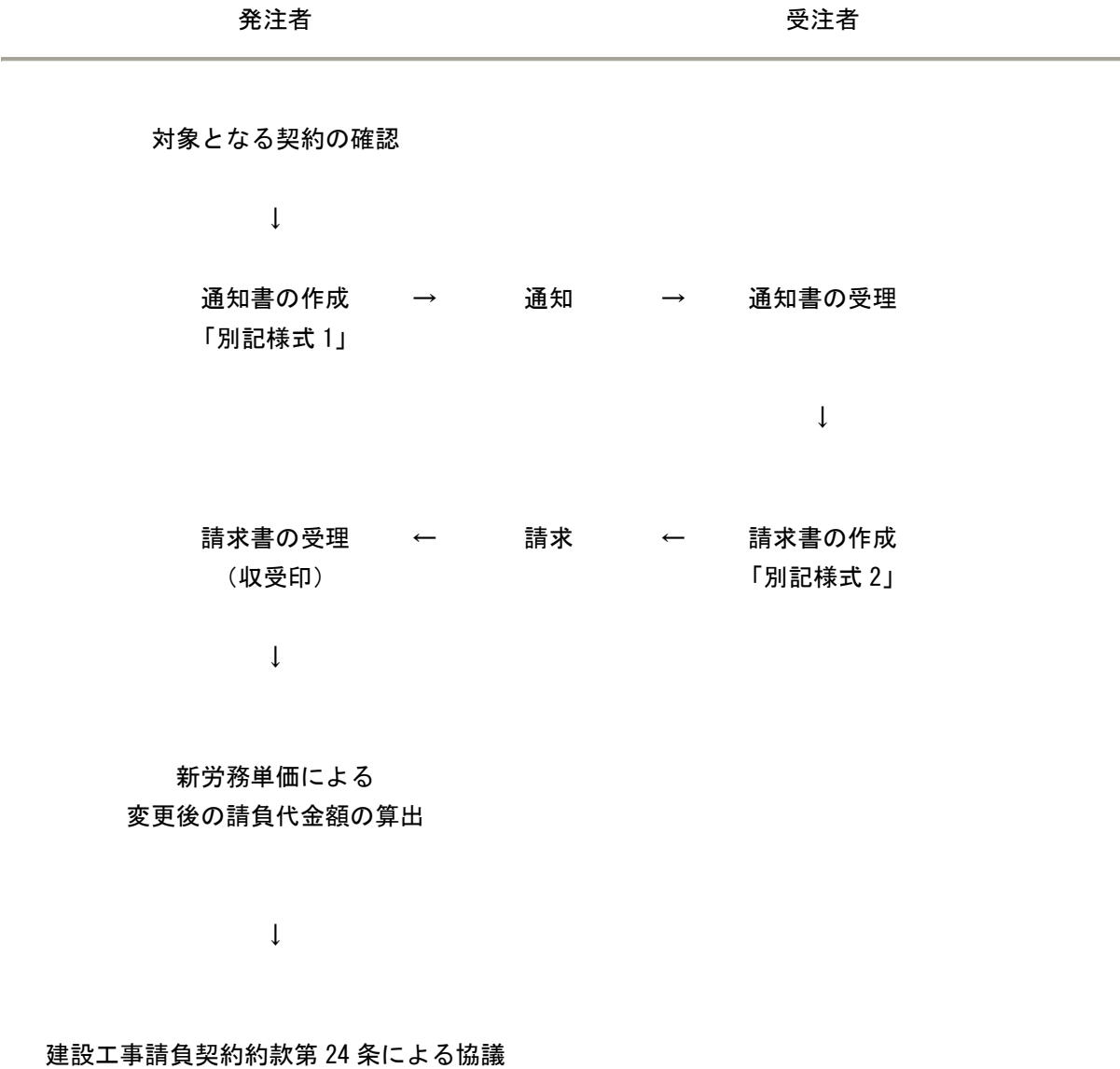
第 6 変更契約

請求の受理後、直近の変更契約時に新労務単価により積算された請負代金額を反映すること。

附則

この要領は平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

事務処理フロー



別記様式 1

年 月 日

(受注者) 様

(発注者)

公共工事労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について（通知）

〇〇〇のため、次の契約について、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更する請負代金額変更の協議の請求が可能であることを通知します。

1 施行番号

00000-000-0000

2 請求可能期限

年 月 日まで

3 事務処理について

新労務単価に基づく契約に変更する、請負代金額変更の協議を請求される場合は「別記様式 2」により請求可能期限までに請求してください。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

4 協議により請負代金の変更となった場合

〇〇〇を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応することとし、必要に応じて「施工体制立ち入り点検」等の調査を行うことがあります。

別記様式 2

年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

公共工事労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について（請求）

年 月 日の通知により、次の契約について、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更する請負代金額変更の協議を請求します。

1 施行番号

00000-000-0000